

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	係	保存区分
						永・10 5・1

## 平成19年大口町教育委員会 4月定例会議

平成19年4月26日

午前9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

### 日 程

#### 1. 開 会

#### 2. 報 告

(1) 委員長報告

(2) 教育長報告

#### 3. 議事録署名者の指名

#### 4. 議 題

議案第13号 大口町温水プールの管理運営に関する規則の一部改正について

議案第14号 大口町中央公民館の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第15号 大口町民会館の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第16号 大口町野外活動施設の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第17号 大口町文化財保護条例施行規則の制定について

議案第18号 大口町立学校評議員の承認について

議案第19号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第20号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第21号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第22号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第23号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

認定第4号 平成19年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

## 5. 協議事項

- (1) 平成19年度現在の教育課題に応える教育経営の基本方針について
- (2) 大口町立学校管理規則の一部改正について
- (3) 全国学力・学習状況調査について
- (4) 教育委員研修について
- (5) 行事予定について
- (6) その他について

### 出席委員

委員	長	吉田哲也	委員長職務代理者	丹羽孝子
委員		丹羽茂文	委員	伊藤洋子

### 説明のため出席した者

教育長	井上辰廣	教育部長	鈴木宗幸
参事	野田敏秋	生涯学習課長	三輪恒久
学校教育課長	江口利光	指導主事	田中将弘
課長補佐	宇野直樹	課長補佐	社本健二

## ◎開会

○鈴木教育部長 皆様、おはようございます。

4月で学校等も新しく入学式、そして始業式に入ってきました。そしてまた、4月の統一選挙も終わりました、やっとこれで静かになったなあという感じがいたします。また、忙しいときにお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

きょうは教育長の方が、改選になりました議員さんの集まりがございまして、そちらの方へ出てちょっとごあいさつをしておりますので、この定例会についてはおくれて参りますので、どうぞよろしく願い申し上げます。教育長の方から、時間もあれですので、皆さんが集まられたら始めてくださいというお許しをいただいておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

今年の4月の人事異動がございまして、町部局では36名の方が対象となりまして異動がございました。教育委員会関係では教育部の参事ということで、参事兼大口町立図書館長として野田敏秋さんを迎えることになりました。野田さんについては、前が商工会の事務局長ということで仕事をしていただいております。そして、派遣主事の斉慶辰也先生が大口中の教頭になられまして、その後の後任として、今度は学校教育課の主幹兼指導主事として、江南市より田中将弘先生をお迎えすることになりました。どうぞよろしく願い申し上げます。そして、生涯学習課の方に新任で高木厚君を迎えることになりました。そしてまた、学校給食センターでは県の栄養士の丹羽律子さんが見えましたが、今回、北名古屋の方へかわられまして、その後任として林里美さんに来ていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

それでは、この関係で定例会に御参加いただきます野田参事、そして田中主幹にここで自己紹介を兼ねながらごあいさついただきますので、よろしく願い申し上げます。

○野田参事 本日は御苦労さまでございます。

今、御紹介をいただきましたように、この4月に教育部の参事ということで参りました野田敏秋と申します。3月までは3年間ほど大口町の商工会におりましたので、行政の方とはちょっと違う仕事をしていたんですけど、3年たちますと内容も変わっておりますし、当然のことだと思いますけど、ちょっと戸惑っている面もございまして。今後とも皆様方のお力添えを得まして、頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたしまして、簡単ですが自己紹介にかえさせていただきます。よろしく願います。

○田中指導主事 おはようございます。

御紹介いただきました田中将弘と申します。2年、江南の方で指導主事をさせていただきました。2年ぶりにまた大口の方に戻ってまいったわけですが、きのうも江南の歓送迎会がありましたけれども、2年間、指導主事というのは何だろうと自問自答をしながら、答え

を出せずにまた新しい任地に出ていってしまいましたというごあいさつをきのうしていたんですけど、やはり役割というのは一体何だろうということを常に考えながら進めていかなければいけないなあということを思っております。

近いところでございますので、何かとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木教育部長 はい、ありがとうございます。

それでは、次へ移らせていただきたいと存じます。

事務協等の報告がございますので、これについては教育長さんが見えてから、委員長さんと一緒をお願いをしてみたいと思います。委員長さんにつきましては、ここからごあいさつをいただいて、そして議事録署名者の指名の方へ移っていただいて議題は取り回しをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田委員長 それでは皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しいところありがとうございます。

陽気の方もいい陽気になりました。また、町長選挙等がありましたが、町長もかわらず、体制に変化はないと思います。新しくこの場に参加された方も含めまして、新しい体制でよろしくをお願いいたします。

(午前 9時40分)

---

#### ◎議事録署名者の指名

○吉田委員長 それでは、議事録の署名者の指名をいたします。

私と丹羽孝子職務代理者をお願いいたします。

---

#### ◎議 題

○吉田委員長 それでは、4番の議題の方に移りますが、入る前にこういう形になりましたので、できるだけ発言のときは挙手をしていただいて、私が指名して、それから発言していただくという形をとれたらいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第13号 大口町温水プールの管理運営に関する規則の一部改正について

○吉田委員長 それでは、議案第13号の方からお願いいたします。

○三輪生涯学習課長 それでは、お手元に議案第13号を配付させていただきました。

内容につきましては、温水プールの管理運営の規則を改正させていただくものであります。

今、お手元に新たに新旧対照表をお配りしました。これに基づいて御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず新旧対照表、数字的に書いてありますので、文章を読んでもなかなかわかりにくい点があるかと思えますけれども、大きく変わった点を申し上げます。

温水プールの規則の改正につきましては、まず大きく変えたというのは、従来は大人が300円、子供が100円で、常時利用券で配付しておりましたけれども、住民の要望が非常に多いということもありまして、回数券というものを設けました。それは大人の場合1枚3,000円で11枚ということで、1枚が得になるということで、今、好評を受けているところであります。子供さんについても、同じ条件にしております。

さらに大きく変わった点は、専用という特別の許可がありました。その専用の許可は、今現在8レーンのコースを持っておるわけですがけれども、通常4レーンまでを特別の許可で専用させておりましたけれども、通常の日が3,090円、それから日曜・祝日の場合は4,120円という料金であったものを、一般の人が非常に多いということがありまして、開放部分をふやせということもありました。そういうことをいろいろ協議した中で、最も利用のしやすい方法は何かということで、1レーンを大人の場合は1,600円、それから子供の場合は800円というように下げまして、レーンを多く使うことによって、大人の場合は3レーン以上使いますと従来の金額よりも若干上がりますが、子供の専用レーンが設けていなかったということで、子供の専用許可をつくり、さらにはスポーツ振興に役立てようということで、子供の専用レーンを設けたということになります。それによって、ウィルが今現在実施しております子供向け、さらには小さな幼児等のものが非常に盛んになってきたということでありまして、非常に改正した面はよかったなあというように考えております。一番大きな改正点は以上であります。

○吉田委員長 ありがとうございます。

ということは、もう実施されておるわけですね。

○三輪生涯学習課長 そうです。

○吉田委員長 以上について、御意見、御質問、ありませんか。

(発言する者なし)

○吉田委員長 それでは、私からお願いします。

今、好評であるというふうに伺いましたが、やってみて問題点というのは、今のところないということですね。

○三輪生涯学習課長 今のところはそういう苦情も出ていなくて、非常に皆さん使いやすくなってありがたいと。料金も子供の場合、通常今までは3,090円を払ってレーンをとっておったものが1レーン800円、3レーンをとっても2,400円と非常に安くなったということで、多くの方に喜んでいただいているというのが現状であります。

○吉田委員長 ありがとうございます。

○伊藤委員 要望が多かったということなのですが、その要望はどのように聞き取りの方法をされているんですか。

○三輪生涯学習課長 プールに来ていただいている方のアンケート調査を行っております。さらには、ウィル等にも講習の際に料金体系等も含めた中でのアンケート調査を行って、実際に今現在、3月31日までは子供も大人も同じ料金で専用をとらせておったものを、子供と大人と分けたということで、親さんには非常に喜んでいただいておりますというのが現状であります。

○吉田委員長 そのほか、よろしいか。

(異議なし)

○吉田委員長 では、次の議題に移ります。

---

#### ◎議案第14号 大口町中央公民館の管理運営に関する規則の一部改正について

○吉田委員長 議案第14号についてお願いいたします。

○三輪生涯学習課長 議案第14号、大口町の中央公民館の管理に関する規則の一部改正であります。この改正の骨子は、従来、還付が実はありません。それで、健康文化センターについては、条例をつくった当時から還付の項目を入れておりましたけれども、健康文化センターの以前にできた建物で条例が今まで改正されておられません。それで、住民の方から、同じような類似施設でありながらもなぜ還付ができないのという要望が非常に多くありました。それで、本年4月1日から改正をさせていただいて還付をするということであります。その還付は、14日以前までに申し出があった部屋のキャンセルについては全額、7日以前にあつては半額というように、健康文化センターの還付の規則とあわせて、大口町の文化施設等においてはすべて同じ考え方で皆さんに御利用いただくという考えのもとに立ちまして、規則の改正をお願いしたものであります。これが一番大きな改正点で、あとは文言の改正等であります。以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。

この件につきましては、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○吉田委員長 よろしいですかね。

ないようですので、承認いたします。

---

#### ◎議案第15号 大口町民会館の管理運営に関する規則の一部改正について

○吉田委員長 それでは、議案第15号をお願いいたします。

○三輪生涯学習課長 議案第15号であります。大口町民会館の管理に関する規則の一部改正であります。

この改正におきましても、要は中央公民館、それから健康文化センター、さらにはこの町民会館、すべて類似施設ということから考え方は同じでありまして、還付をここについても実施をしていくということでもあります。内容につきましては、町民会館と同じ考え方で、14日以前は全額、7日以前は2分の1と、同じ体系をとっております。

それから、従来はなかった施設利用料ですけれども、現在は施設を借りることと、その中の器具を借りることは、施設の使用料と器具を借りるのをきちっと分けた中で料金体系をしていくということでもあります。それを改正させていただいたのは、また一つの理由でもあります。さらには、3ヵ月前にということでありまして、以前は文言が3ヵ月前というのを非常に皆さんとりづらい、誤解のされやすい文言でありましたので、それをきちっとした1日に受け付けをするという形をとって、とりやすい状況で皆さんに施設を使っていただくというような改正にしたものであります。以上です。

○吉田委員長 この件につきましても、健康文化センターの利用規則に合わせるということですので問題はないかと思いますが、いかがでしょうか。

○丹羽委員 この3ヵ月前の1日からということは、極端な話は4ヵ月近くなるということもあるわけですね。要するに、3ヵ月前の月末にやるということになると。

○三輪生涯学習課長 今までは3ヵ月前ということですので、常時とっていかなくてはならない。しかし、3ヵ月前の1日というふうにしますと、4月1日でありますと、4月いっぱい、5月いっぱい、6月いっぱい、これを全部3ヵ月とれるということですが、今までは3ヵ月前ですので、いつの時点でもとれるということですので、それぞれ毎日来なければ、要は施設がとれない。だから、初めの月の月初めということで指定しますと、その間の3ヵ月はいつでもとれるような状態、全部とれるということで、住民が常時施設をとりに来なくてもいいような形にしてあげたということでもあります。

○丹羽委員 ということは、3月には何月分をとるということですか。

○三輪生涯学習課長 4月、5月、6月までですね。

○丹羽委員 6月分を4月1日からずっと、何日であろうか。

○三輪生涯学習課長 そうです。6月までとれます。

○丹羽委員 もう一つよろしいですか。

前の町民会館もプールも、これからやられる野外活動も同じことでまとめてお聞きしたいんですけど、こういう14日前とかにキャンセルがあった場合のキャンセル待ちというのはあるんですか。もしキャンセルがあった場合には連絡していただけますかと、うちは14日前でもすぐやれますのでというようなことはあるんですか。

○三輪生涯学習課長 期目的に、通常私どもが、例えば最低の7日を2分の1というふう決め

た理由は、会議をもって皆さんに周知をする、文書を持って回る間は、7日もあれば、次の方があいておれば使えるだろうと。3日ないし4日ではとてもじゃない、文書をつくって会員の方に周知をするというのは不可能だろう。7日あればそれは可能であろうということから、7日以前に申し出られたところは2分の1でお返しをしましょうということで、それ以後はあいておりますので、どなたがとられても使っていただけるということです。従来は還付をしないということから、前日、その日まで、実際に使わなくても、まあいいや、お金を還付してくれないからということで、キャンセルをしないという悪い状態が起きておったわけです。一般の人が来て、あいているでしょうと。うちの方にはキャンセルが出ていないわけですね、当日にも。だから、そういうことを住民から、非常にむだでしょうという指摘を受けまして、それじゃあ本来使えるものなら、早くお金を返して施設を開放しましょうと、そういう意図からこの話が出てきて、7日が本当に妥当なのかというと、なかなか数字的には申し上げられないところがありますけれども、7日あれば、何かの町の方が決められて文書を発送するまで、十分二、三日余裕を持って施設を使えるであろうという意図から、7日を最低限の数字に決めたというものであります。

○丹羽委員 だから、例えば6月3日の日曜日にダブルブッキングで、ちょっとのタッチの差で前の人にとられちゃったと。本当は6月3日にやりたいけどということで、我慢してほかの日に変えられるかやめたとかいう場合に、6月3日があきましたよという連絡は難しいですね、その方に。

○三輪生涯学習課長 キャンセルがあるかないかはちょっとわかりませんが、申し出があったときにはキャンセルをしていただくんですけれども、待ってみえる方は連絡をします。あいておりますかと。いや使われますよ。もしどうしてもそこが必要であるならば、7日まで待ってください。最低の7日ないし14日まで待ってくださいと。そこで連絡をいただいて、キャンセルがあれば、そこで新たにしてくださいということにしております。

○吉田委員長 ということは、キャンセル待ちという体制はつくっていないということですね。

○三輪生涯学習課長 はい。基本的に、要はお金を払っていただいてそれが許可証になりますので、文章をもってではなくして、口頭ないしインターネットの予約というのはお金が入らなくて、また部屋だけを押さえられるという可能性がありますので、必ずお金を払っていただいた時点で許可がでます。そういうことで、実際には今インターネットの時代だとは言いますが、名古屋の人が全部夜中に、パソコンを持っている人が全部押さええてしまって、お年寄りの方がパソコンが使えなくて予約がとれない、そういうことは非常に住民にも施設をとる方にも公平さに欠ける面があります。時代としては確かにそれもいいかもしれませんが、私どもは朝8時半に来ていただいて、一斉に順番でとっていただくというような形をとっており

ます。

○吉田委員長 はい、わかりました。

それでは、この件につきましてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○吉田委員長 承認いたします。

---

#### ◎議案第16号 大口町野外活動施設の管理運営に関する規則の一部改正について

○吉田委員長 それでは、議案第16号につきましてお願いいたします。

○三輪生涯学習課長 議案第16号、大口町野外活動施設の管理運営に関する規則の一部改正であります。

この骨子につきましても、還付がメインであります。従来は、例えば野外活動施設のところに、2階建ての鉄筋コンクリートの管理の部屋があります。そこは、通常は使っておりません。それが、使う場合は400円の使用料金をいただいておりますけれども、ここについても、もし必要がなければ使わない場合は還付をしていきたいと思います。それはすべて、全額は14日以前、半額は7日以前に申し出ていただければ還付をしていきたいと思いますというものであります。ただ、2分の1とか還付をするというのは、それまでに私どもは既に事務経費がかかっておりますので、幾らキャンセルをされてからといっても、個人の使われる方の自由な判断でされることとなります。経常経費はかかっておりますので、すべて2分の1だけは返しませんよということで御理解を願いたいと思います。以上です。

○吉田委員長 一連の関連したことだと思えますが、いかがでしょうか。趣旨は同じことだと思いますけれどもね。

(異議なし)

○吉田委員長 それでは、ないようですので議案第16号は承認いたしまして、17号をお願いいたします。

---

#### ◎議案第17号 大口町文化財保護条例施行規則の制定について

○三輪生涯学習課長 議案第17号、大口町文化財保護条例の施行規則の制定についてであります。

これは、新旧対照表をお配りしていないのは、条例の全面改正でありますので、新旧対照表じゃなくして、文書をもつての改正になってまいります。何が変わったかといいますと、従来文化財で条例を設けて施行してまいりましたけれども、国の文化財保護法が改正されましたので、それに準じて改正するものでありますけれども、内容については、文化財はどのようなものかというのをきちっと明記をしたと。今までは漠然としていたものを、有形文化財、無形文化

財というようにはっきりと分けて、今まで一本であったものを有形、無形と、それぞれ文化財の内容をきちっと分けた条例の表記ということで改正をしたものであります。

さらには、要綱を新たにつくりまして、それぞれ文化財の保護に努めておりますけれども、今まではその文化財の、例えば遺跡だとか、花だとか、木だとか、いろいろありました。それから、土地についてもいろいろありますけれども、お金が根拠のない手法でありました。申し出られたときに、その時点のものが、これは3万円でいいだろうというような根拠のないものでしたので、今度は土地については面積幾ら、平米幾らで計算をし、木については年数等の樹齢等から計算をしまして、剪定だとかいろいろなことを加味しまして要綱も改正をさせていただいております。それで木については、下がった方もお見えになりますし、上がった方もお見えになる。それから、土地についても下がった方もあれば、上がった形になる所有者も出てまいります。それがすべて統一的に、その土地の評価からぼってきて、当然保護が必要だなあというような数字を計算した中を出して改正をさせていただいているものであります。

それからもう一つは、県だとか国の文化財で、それを修復する場合には、今まではできる規定でありましたけれども、今度は鮮明に要望があれば、その金額についても修復の一部を、形状を変えない限りは費用をもって補助をしていくというような条例の条文に改正をしたというものでありますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。

この件につきまして、御意見、御質問等、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○吉田委員長 それでは私から、木に対して補助金というのは今まで一律であったものが、木の年数、樹齢とかで段階が分かれてくると。

○三輪生涯学習課長 今までは一律じゃなくてばらばらであって、そのときの主観でお金が出されていたと。決める側の主観で、これは3万円出しておけ、これは1万円だろう、こういうお話でしたけれども、重要度、それから樹齢の年数等からいって、当然さらにこれから延命措置をかける必要もあるだろうといういろいろなものを協議した中で、それぞれのものをきちっと見た中で金額的に補助をしていく。今までは一律、これは例えば樹齢 300年だ、500年だ、それじゃあ5万円だというような話で決めてきたものを、それじゃあいかなだろうということで、そういうものをきちっと精査するという意味合いからも、きちっと要綱の中ですべての項目、今まで出しているものを全部上げまして、その金額をそれぞれに似合うような形、なかなか本当に妥当かという現実には難しい面があるかと思っておりますけれども、いろいろな市町の条件を聞いた中で、大口町も精査をしたということであります。

○伊藤委員 今のお話は、有形の場合はよくわかるんですが、無形の場合にはどのような判断が

下されているのでしょうか。

○三輪生涯学習課長 有形ですと、例えばものがある形ですね。それで、今、国宝が一つ大口町にはあります。秋田の方の所有でありますけれども、昔の名刀と言われる刀が有形文化財で国宝になっております。県の指定が3件あります。あとは町で、例えば無形でありますと、言葉で言いますと御存じかどうか、おんからかみ、虫よけ。要は農家の方、昔で言うとお百姓さんが疫病から稲を守るために祈願をして豊作を祈ったというのがあります。それが上小口あたりでも今やっていただいておりますけれども、鳥の鳳凰のような形のものをつくりまして、田んぼを昔は練り歩いてやったものです。そういうものを無形文化財として、今指定をしております。そういうものも、大口町の失われつつある伝統を守っていかなくてはならないだろうと。

我々が小さなころは、いろいろな文化に接してまいりました。例えば、正月14日のどんど焼きでも、今は燃やしたらいかんというようなことがあるわけですが、やはり燃やしても伝統は伝統として残していかなくてはならないものは残すべきだろうということもあって、そういう無形文化財等にも力を入れて補助していきたいということでもあります。

○伊藤委員 補助金の決め方ですね、そういう無形のものに対して。有形のものに対しては明確化されたけれども、そういうものに対してはかかる大体の人数だとか費用だとか、そんなものを予算として出していただいているのか。

○三輪生涯学習課長 有形につきましては、当然形あるものです。それで、例えば古墳等は土地で平米幾らで、そこに草が生える。年間、草の守りが、例えば平均面積で言えば5万円かかるというように算出をしておりますけれども、無形については大体一律、影・形があるものの、なかなか算出方法は難しいですので、一律という形で要綱はつくっております。

○吉田委員長 こういう文化財というのは、話し合うというか、難しいところがあると思いますけれども。

○三輪生涯学習課長 湯の花神事もありますし、実際にそれが本当にどれだけのお金がかかるかというのは全く難しいものでありまして、ただ若干のそういうものをつくったりして、要は行事を行うための最低の費用というのは、やっぱり行政が面倒を見なくてはならないだろうというふうに考えておりますので、そのあたりの数字で上げさせていただいておりますのが現状で、それが本当に2万5,000円かかるのか、もっとやり方によったら8,000円で済むのか、それも私たち、自分が体験しておりませんので現実には難しいですけれども、今までの出してきた経過の中から精査をさせていただいておりますというのが現状です。

○吉田委員長 今、難しいと言ったのは、ここで承認するという形ですが、さらにいいものになっていくように日々工夫をしていただくといい形であればと思いますけれども。

- 三輪生涯学習課長 今後もそういう方針に変わりはありません。
- 吉田委員長 そういうことを踏まえた上で……。
- 伊藤委員 前回、お伺いした例の虫封じの上小口の無形文化財にという指定なんかは、この委員会ですら承認するという形をとるんですか。
- 三輪生涯学習課長 これは文化財の保護委員が4名おりますので、そこで提案をして、それで決定をさせていただいたと。
- 伊藤委員 ここへは入ってこないんですか。
- 三輪生涯学習課長 ここはその委員さんがお見えになりますので、あくまでもその委員の決定事項がこちらに報告されるということはありませんけれども、決定事項は文化財保護委員が行っています。
- 伊藤委員 上がっていますよね、たしか。
- 宇野課長補佐 委員会からこっちへ上がってきて承認しております。
- 吉田委員長 では、先ほどのことでもありますが、さらにいいものになるように日々考えていただきたがらということを前提に、承認ということによろしいでしょうか。
- 丹羽委員 もう一回いいですか。
- これ、補助のお金が決まって、ことしから変わるんですか、4月1日から。
- 三輪生涯学習課長 そうです。
- 丹羽委員 そのときの、例えばいろいろな文化財の保護に対して不服申し立てというのはできるんですか。
- 三輪生涯学習課長 もとものの所有権は文化財保護のこちらにはないわけです。所有者にあるわけです。その維持管理を金がかかるということから、要は少しでも助成をしてお手伝いがしたい、守っていただくためにお手伝いがしたいという意味合いですので、必ずしも文化財に相当するものだから出さなくてはならないというものではありません。例えば、名刀をそれじゃあ出しましょうといったところで、委員さんが、それは個人が所有してみえるものだから、当然個人がやるべきであろうと。しかし、例えば丹羽委員さんのところのものもあるわけですが、ここでのお話、ちょっと今度は、今まで少な過ぎたのでちょっと上げさせていただくことになるわけですが、必ずしもそういう土地には所有権がついております。その所有権を侵すわけにはいきせん。木でもそうだし、所有権はあります。ですから、それを何とか少しでも手助けがしたい。大口町にそんないいものがあるから、残すためにはなかなかお金もかかっていくと。消毒もしないといけないだろうということから、管理分野の面について少しでも費用を出してお助けしたい。お金の十分ある方だから必要ないとおっしゃるかもしれませんが、そういうものをすべて同じ公平な見方で、維持管理費を少しでもお支払いして管理をしていた

だくというふうを考えております。

○吉田委員長 こういう指定をして補助を出しておるから勝手に処分されては困るということでもないんですね。

○三輪生涯学習課長 処分は勝手にできません。保護を解いてから処分をしていただくなら結構ですけれども、審議会でそれを文化財だということを認めた以上、本人の申し出によって文化財を外していただければ、どうやっていただいても構いません。

○吉田委員長 それでは、議案第17号についてはこれで承認といたしまして、議案第18号をお願いいたします。

---

#### ◎議案第18号 大町立学校評議員の承認について

○宇野課長補佐 平成19年度の大町立学校評議員の承認でございます。

1枚はねていただきますと、各小・中学校校長先生から推薦が出てきております。南小学校が4名、北小学校5名、西小学校も5名、大町中学校も5名、北部中学校も5名ということで出てきております。それ以降につきましては、それぞれの評議員の候補者の推薦書が載せてございますので、お目通しをいただいて御協議いただきたいと思っております。以上です。

○吉田委員長 この件につきまして、御意見、御質問、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○吉田委員長 よろしいですか。

(異議なし)

○吉田委員長 では、承認といたします。

---

#### ◎議案第19号 大町教育委員会後援名義の使用許可について

○吉田委員長 では続きまして、議案第19号をお願いします。

○宇野課長補佐 教育委員会後援名義の使用許可についてであります。

議案第19号につきましては1枚はねていただきまして、こちらにつきましては毎年出てまいります県下一斉ウォークラリー大会でございます。犬山会場実行委員長、松山さんから申請がございました。名称につきましては、県下一斉ウォークラリー大会(犬山会場)【あるこ・あそぼ】でございます。目的につきましては、健康づくり、体力づくり、家族・仲間同士のコミュニケーションの拡大、自然との触れ合い、文化財の探訪ということでございます。開催日時につきましては、来月5月13日の日曜日、9時から14時30分までの開催予定でございます。開催場所は、犬山市の栗栖地区でございます。参加人員が400名の予定でございます。参加料につきましては、小学生以上参加者1人につき500円、幼児以下は無料になっております。

裏面に予算の計画書が載っております。収入の部が43万 3,000円ということで、支出の部も一緒でございます。

最後の資料でございますが、チラシを載せさせていただいております。実施要項でございます。以上です。

○吉田委員長 それでは御質問、御意見。ありませんか。

○丹羽委員 勉強不足で、遊園駅から、栗栖というのはどの辺ですか。

○宇野課長補佐 桃太郎神社の方面です。

○丹羽委員 あの辺が栗栖ですか。

○宇野課長補佐 木曾川沿いをずっと行ったところですよ。

○丹羽委員 そうすると、川沿いの自動車道を歩いていくということですか。

○宇野課長補佐 そうですね。

○丹羽委員 遊歩道がないですね、あそこ。

○三輪生涯学習課長 東海自然歩道が入っておるはずだけどね、栗栖の方に、八曾から。

○鈴木教育部長 場所としては桃太郎神社よりちょっと奥になりますが……。

あの辺を經由して中に入るか、今の線路沿いの道路を通られるかちょっとわかりませんが、開催場所は今の栗栖ですので、桃太郎神社よりちょっと奥になります。

○伊藤委員 桃太郎神社というのがよくわからんのですけど。

○鈴木教育部長 地区が栗栖という大字だったと思うんですが、その地区で名前になっていると思います。

○伊藤委員 行きは歩いて、帰りは川下りですか。

○田中指導主事 きっとそうですね。だから、遊園から寂光院の山の中を抜けて、ずっと行って、途中からは自動車道しか通れませんので、あそこから先は多分歩道はないと思いますので、危ないですよ。桃太郎まで行って、桃太郎の湊みたいなものがあるから、そこから船でまた犬山遊園の新しい犬山橋ですか、あそこのふもとまで帰りは船だと思います。

○伊藤委員 天気がよかったら気持ちいいでしょうね。

○吉田委員長 そのほかよろしいでしょうか。

(異議なし)

○吉田委員長 それでは、こちらの行事に後援名義使用ということでよろしいですね。

(発言する者なし)

○吉田委員長 では許可をいたします。

○吉田委員長 続きまして、議案第20号をお願いします。

○宇野課長補佐 申請者につきましては、特定非営利活動法人子どもと文化の森でございます。

代表者、岩根佐代子さんから申請が出てまいりました。名称につきましては、思春期の子育て研修会でございます。目的は、思春期の子供の思いや考え、親や大人の対応などに視点を置き話をさせていただくということで、心理カウンセラー・心の相談室withというところの室長さんでございます竹内成彦さんの講演ということでございます。開催につきましては、6月23日の土曜日、午後1時30分開演で、場所が健康文化センターほほえみホールでございます。参加人員は50名を予定しておりまして、現在、町の方にも後援名義の申請がしてあるようございます。以上です。

○吉田委員長 大口町のNPOになるわけですので、応援をしていきたいと思いますが、御意見、御質問、いかがでしょうか。

○伊藤委員 これは、対象者は小学校の高学年から高校生ぐらいのお子さんをお持ちの御父兄を対象として考えてよろしいのでしょうか、思春期といいますと。

○宇野課長補佐 そうだと思います。思春期の子供というわけですから、伊藤委員さんが言われたぐらいじゃないかなあとと思いますが、その方の親や大人の対応と書いてございますので。

○伊藤委員 子育て研修会ですから、親を対象ですよね。そういう方たちを見る人として、学校の先生とか、そういう方へもこういうことは紹介されているのでしょうか。

○宇野課長補佐 そこまではわかりません。

○伊藤委員 せっかくこういうふうで心理カウンセラー・心の相談室の室長さんがわざわざお見えになるんですので、やはりそういうことの勉強の場としても活用していただけると、より有意義なものになるのではないかとふと思ったので。

○宇野課長補佐 代表の方に伊藤委員さんの御意見を、学校の先生にもちょっとPRをしていただくようお願いをしておきます。

○吉田委員長 教育委員会から連絡してあげるのはおかしい……。

○宇野課長補佐 向こうからですよ、もちろん。子どもと文化の森さんの方から連絡をしていただく形になりますね。

○吉田委員長 こちらから学校へ連絡してやるというのはおかしいでしょうね。

○宇野課長補佐 おかしいというより、きょう後援名義をいただければ、教育委員からも後援名義をいただきましたのでということで、子どもと文化の森さんが学校の方へPRをされるのはいいと思います。

○丹羽委員 どうやって募集されるんですか。ああいうところにパンフレットを置いておかれるだけですか。こういう下のところとか。

- 宇野課長補佐 中央公民館などにはパンフレットは置きますけどね。
- 丹羽委員 広報の中に折り込みを入れるとか、そういうことはないんですか。
- 宇野課長補佐 そこまではやられないみたいですね。
- 丹羽委員 目についたとか、ロコミか何かしかないんですね。
- 宇野課長補佐 50人ですから、今回の場合は。たくさんおれば折り込みとかが入ると思うんですけど、今回はロコミとかそういうのが多いかもしれません。
- 丹羽委員 こつこつと一生懸命やってみえる、だから見つけた人しか行けないというのはもったいないと思って。
- 宇野課長補佐 子どもと文化の森というのは、広報無線でも流れているんじゃないですかね、この行事は別としてですけど。
- 三輪生涯学習課長 この組織はまじめですよ。
- 吉田委員長 そうですね。一生懸命やっていますね。  
それでは承認ということで、許可をいたします。

---

◎議案第21号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

- 吉田委員長 それでは、議案第21号をお願いします。
- 宇野課長補佐 議案第21号も後援名義の使用許可でございます。
- こちらにつきましても、特定非営利活動法人ウィル大ロススポーツクラブでございます。行事名称がNPO法人ウィル大ロススポーツクラブ設立5周年記念講演会ということで、健康維持、体力増進、ダイエットなどを目的として後援会を予定してございます。開催日時が5月12日土曜日、10時から11時30分、町民会館で開催予定でございます。入場料につきましては、ウィル大口会員は無料、一般300円の入場料でございます。約500人を予定しております。
- 裏面に、この記念講演会のチラシの案をつけさせていただいております。講演テーマが「スポーツと健康」、講師は中京大学体育学部教授の湯浅景元先生でございます。以上です。

- 吉田委員長 有名な先生ですが、御意見、御質問、いかがですか。  
(発言する者なし)

- 吉田委員長 よろしいですか。

(異議なし)

- 吉田委員長 それでは、後援名義の方を許可いたします。

---

◎議案第22号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

- 吉田委員長 続きまして、議案第22号をお願いします。

○宇野課長補佐 議案第22号も後援名義の使用許可でございます。

申請者はルミナスクラブ（NPO法人アスペ・エルデの会尾張支部）、代表者、坂陽子さんから申請がございました。名称としましては、アスペ・エルデの会設立15周年記念セミナーズということで、目的がアスペ・エルデの会設立15周年を記念する企画の一環として、会の名称ともなっているアスペルガー症候群、LDなどの発達障害の啓発を目的とするということでございます。開催日時が7月22日日曜日、10時から16時の予定でございます。場所につきましては、尾西グリーンプラザ「多目的ホール」、参加料・入場料等につきましては2,000円ということでございます。100名の参加人員の予定をしております。

次の資料につきましては、設立15周年記念セミナーズの要項です。大口町でも大変お世話になっております石川道子先生の講演を予定しております。

最後の資料につきましては、収支予算（案）でございます。収入・支出ともに30万500円ということで計画がされておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○吉田委員長 では私から、井上先生、この今の目的のアスペルガー症候群、LDなどの発達障害の啓発を目的とするという言葉がおかしいような、おかしくないですか。

○井上教育長 結局、アスペルガー症候群だとかLDという、そういうような発達障害というのがあまりわからないんだね、まだ。だから、多動だとか学習障害というのはわからない。そういう中で、授業中歩いておったりいろんな子がおるわけだね。それに、例えばうちだと西小学校が大変困ってきたと。そういうことで石川先生に来ていただいて、専門的な立場からカウンセリングを受けてきたと、親や子供はね。そういうことで、現在特殊学級というよりも、特別支援をする必要な子供たちという形で、今、認識された特別支援教育という形で、従来の特殊学級という概念でなくて、もっと大きな意味で支援するということが大事な時代。だから、今、特別支援教育というのはそういう形になってきて、これが大きな教育上の問題になっておるわね。

○吉田委員長 障害の概念というか認知というか……。

○井上教育長 だから、発達障害の啓発をしていくと、そういう子がいるよということです。

○丹羽委員 この理解は、私の理解なんですけど、変な子がおるなあという差別じゃなくて病気なんだよと。例えば、仕事をして頑張れといっても頑張れない人がいる。いや、うつ病なんだよと。だから、この人は怠けているわけじゃなくて病気なんだから、一遍休んで直して、そしてまた復帰しましょうとか、そういう意味での啓発を使ってみえると思うんです。わからずに、変な子だなあとか、もっと頑張れよとかいうのではなくて、この子は病気なんだからということが世の中であまりわかっていないから、啓発するというふうに私は理解しています。

○吉田委員長 意味はわかっておりますけど、書き方、文章が何かおかしいような。

○井上教育長 発達障害を啓発するというと、何か違う概念……。

○伊藤委員 発達障害の理解を啓発するんでしょうね。

○吉田委員長 そういう概念というか、そういうことを認知させたいということだと思います。

○伊藤委員 言葉が一言抜けている気がしますね。

○吉田委員長 そうですね、ちょっと何か文章がおかしかったような気がするのです。

○井上教育長 そのとおりだと思います。障害だよということを啓発していくというね。

○吉田委員長 そういうことを問題にするのはおかしいと。ちょっと書き直してもらおうといいかもしれませんね。

○伊藤委員 先ほどの件と同じように、やはりこれは小・中学校でお悩みの先生が大勢おられると思いますので、そちらへのPRはなされておかれるといいかなあと思います。石川道子先生もいらっしやいますし。いつぞやの講演会でも、すごく先生方の質問が多くて……。

○井上教育長 これを見ると、講演会というのは100人だわね、定員が。だから、石川先生にこちらで講演をまたやってもらいましょうから、夏にやって、今度秋にまたやってもらおうと、ずっと講演をお願いしておりますので、こちらでやっても立見席ですけどね。

○吉田委員長 ものがいいことは確かですが、いかがでしょうか、ほかには。

(発言する者なし)

○吉田委員長 じゃあよろしいですね。

(異議なし)

○吉田委員長 では、後援名義の方を許可いたします。

---

#### ◎議案第23号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○吉田委員長 それでは、議案第23号をお願いします。

○宇野課長補佐 申請者の方が兼松三欣さんという方から出てまいりました。夏休み子ども囲碁教室ということで、目的としては囲碁の初級指導、内容が町内小学生5年生を対象として、初級用囲碁盤により基礎指導するというようなことをございます。大口町の文化協会に所属をされております、大口町囲碁クラブというところをございます。開催日時が8月22日から26日、場所が大口町老人福祉センター2階の和室で予定をされております。参加費につきましては、1人500円ということをございます。20人の予定ということで、裏面に要項を載せさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

○吉田委員長 御意見、御質問、いかがでしょうか。多分問題になるのは、往復の交通だと思いますが。

よろしいですか。

(異議なし)

○吉田委員長 それでは、この議案第23号につきまして後援名義の許可をいたします。

○丹羽委員 ちょうど今、後援がずっとたくさん終わったということで、はっきりしておきたいなあと思うことがあるんですけども、後援名義の使用をオーケーした場合に、それぞれやられる方はどう書かれるかという、後援者は大口町教育委員会ですと書くわけですね、後援者と。そうすると、名前だけ借りていますよということは書いていないですよ。だから一般の人から見れば、後援、後ろから応援しているという。そうすると、さっきの何とかの岩根さんのところが50人ぐらい集めてやられるときに、委員長が言われたように、教育委員会としては学校へ、聞くといいから積極的に連絡してあげるんですかという疑問が出てくることも私はおかしいなと。教育委員会が名前だけを貸しておるから箔をつけてやるよということじゃなくて、後援者として、だから大口町の教育委員会として何らかの、例えば広報活動だとか、それからみんなにわかるように教育委員会のホームページに掲載したりとか、そういうのもなかなか見られないかもわからないけど、だから、今、意見が出たように、先生たちに各校長を通じて連絡しておいてくださいと、50人なのであまりいっぱい行くと立ち席になるかもわからないよというようなことをやるのが後援名義の許可なのか、ただ名前だけ差し支えない程度に貸しておいてくれればよいと。だけれども、前回もありましたように、政治の問題に関して、何か憲法を考えるとというような、それに対して大口町の教育委員会というのは、それは政教分離だからだめだよと、これはいいんですけど、だからオーケーした場合は教育委員会として、名前だけ貸して終わるのか。せっかく後援なら、この中の「後援」という言葉をどうとらえて名義を貸すんですかというのが今までずっとあいまいで、これなら当たりさわがないから一番下に「大口町教育委員会」と書いてもらっても別段関係ないねと。だから、書いてもらっていいのか書いてもらってまずいのかだけを審議している話だけで、けれどもパンフレットには後援者名と書かれるわけだから、大口町教育委員会も積極的にこの会を守り立てて、何らかのアクションを起こしているんだらうなということをとらえられると思うんですねよね、今度は利用されるというか。だから、今までずっと名義の使用で大半の半分の時間を使いますが、じゃあこの後援はオーケーだと。オーケーだけど、これに対してどの辺にしておくんだ、広報ぐらいにしておくとか、学校連絡ぐらいにしておくとか、そのときに何らかの会場の設置をもうちょっと広いところに融通をきかせるようにしてやるのかとかということ動くのか。今、承認しますよというか、印刷していいよというオーケーだけをとっているような話を私はずっとここ何年も聞いているんだけど、その辺はいかがなものでしょうかね、委員長、ちょっと疑問なんですけど。

○吉田委員長 今の御意見につきまして、各委員はいかがお考えでしょうか。

例えば私の考えでいうと、名前だけ書いてもらってもいいというもの、これはぜひPRがしたいと思うようなものもいろいろあると思いますけれども、その時々に応じてこれはぜひというのがあればもっと積極的に、今のように協力をするという形で今まで来ていたのではないですか。

○丹羽委員 例えばさっき伊藤委員が、これは思春期のどうのこうのというのは、思春期を学校で担当している、それにやられた方がいいと思いますで終わっちゃうわけでしょう。そうしたら、学校教育課としてはわかりましたと。わかりました、それは直ちにここで今名義使用がオーケーになりましたので、きょう、あす中にでも各学校の教頭先生に書面で連絡を入れておきますと、よかったら来てくださいと。だけど、これは名義だけにしておこうねと。その白黒をはっきりしていかないと、ただ印刷していいよという。これは名義使用承認というふうに書いてあるもんだからそれで終わっちゃうんだけど、向こうのカタログには後援者名ですからね。後ろで応援してくれるところは大口町教育委員会ですというふうに見られるわけですから、だから名前だけで見守っておりますというのなら見守っております、こういう連絡をしましょうというなら連絡をしましょうというのをつけて承認をした方がいいんじゃないか、そう時間のかかることではないと私は思うもんですから。

○吉田委員長 これは、今、提案という形ですね。

○丹羽委員 そうですね。今までずるずると来ているものですから。

○吉田委員長 今までは、例えばこれはいいから応援しよう、各学校に連絡しようという形をとったとしても、先方には承認しますというだけの返事であったということですね。

○丹羽委員 だから、例えば生涯学習課が担当をされてやられるで、大口町教育委員会がやられるというなら、生涯学習課がどんどん一生懸命に動いてみえるわけですから、それでいいと思うんですけども、今のような非常に微妙なところがありますね、50人だとか、そういうのに対して意見が出たわけですよ。やっぱり意見が出て、伊藤委員の意見に対してのリアクションが、一つの意見として聞いておきましょうということで通っていつっちゃうわけでしょう。だから、今、伊藤委員の意見が出たら、じゃあ連絡しておいてくださいというならわかりましたが、その連絡の必要はなくて、そのあたりも50人の範囲内ですし、あまり声をかけて5校の先生たちがぞろぞろと来ちゃうとやり切れなくなるから、一応そんなに積極的じゃなくてというか、けどそういうのがあって、じゃあこの議事に対して名義使用を許可しますという話ならいいんですけども、ただ印刷していいよ、いいよ、いいよという形で、我々の教育委員会が関係をしていけばいいんですけども、関係しない今のNPOだとかこういうものに対して、ただ印刷していいよではと思って今言っているだけですから、それでいいじゃないかというならそれでいいんです。

○宇野課長補佐 とりあえず、近隣のいろんなこともちょっと調べさせていただいて、どういう動きをしているか、参考までにですね。隣がやっているからやるんだというふうではなしに、参考までにちょっと調べさせていただいて、継続審議ということで、また来月の定例会でももう一度出させていただいて、方向性を決めていければいいのかなあということをお願いしたいと思います。

○吉田委員長 じゃあ来月、それは提案されるということですね。

○宇野課長補佐 提案というか、そこまでのことはどうかわかりませんが、事務局なりの考えを出したいと思います。

○吉田委員長 伊藤委員、丹羽委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員 いわゆる教育委員として、この定例会でそういうものに対して意見を言えるというのは、この場だけなんですよね。やはりそういう意見をくみ取って動いていただきたいというのはあります。

○宇野課長補佐 後援名義をこの定例会で御協議をさせていただいているのは、恐らくうちだけに近いと思います。ほとんどの市町につきましては、江南はやっているのかな。扶桑は定例会で上げていません。事後報告といいますか、ほとんど事務局の判断で教育長決裁です。あと報告をさせていただいて、重要案件についてはどうも諮っているということで聞いておりますので、その辺も調べさせていただいて、次の定例会の方でいろいろ御協議をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○吉田委員長 それでは、次回の報告を待ってということではよろしいですか。

(発言する者なし)

○吉田委員長 あまり見て、ああこれならというぐらいだったら出しても出さんでも、そうあれですわね。もっとほかに話し合えないかあるもので。

---

#### ◎認定第4号 平成19年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

○吉田委員長 それでは、認定第4号の件につきまして申し上げます。

○宇野課長補佐 年度当初でございますので、新たに名簿を用意させていただきました。平成19年度要保護及び準要保護児童生徒の認定でございます。

別紙で、ちょっと分厚い名簿をつけさせていただきました。これは後ほど回収をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、南小学校につきましては、すべて準要保護でございます。19年度は17名の該当でございます。18年度は18名ということで1人減でございます。次、北小学校でございますが、こちら全部準要保護で、平成19年度は27名、昨年度は28名ということで1人減でございます。西

小学校につきましては、要保護が1名、平成18年度も1名でございました。準要保護につきましては、19年度は53名、昨年度は66名ということで13名の減になっております。それから、大口中学校につきましては準要保護だけでございますが、平成19年度は26名、18年度も同じ人数でございます。最後、北部中学校につきましては、要保護が2名、こちら18年度は4名で、2人卒業をしましたので2名の減。それから準要保護につきましては41名、18年度が36名ですので5名の増ということでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

○吉田委員長 よろしいでしょうか。

(異議なし)

○吉田委員長 じゃあ認定いたします。

---

### ◎報告

○吉田委員長 それでは、議題の方が一通り終わりましたので、最初に飛ばしました委員長報告、教育長報告の方に入りたいと思います。

それでは私の方から、先日の4月17日にありました丹葉地方教育事務協議会につきまして御報告をいたします。

まず、4月より事務局は犬山へ移りました。それから、事務協議会長の職務代理者は扶桑の河村先生になりました。それから、事務局長、事務局次長の指定につきましては犬山の長谷川さん、犬山の滝さんということになりました。それから、尾張教育事務所長も新しくかわられてまして後藤さん。それから、尾張教育事務所の指導課ですが、三つありましたのが再編で二つになりました。ということで、丹葉地区は第3課でありましたが、第1課に変わりました。これにつきまして、第1課長よりお話がありましたが、まず、ここしばらくは若手、それから女性の管理職の登用を進めていきたい。それからまた、教職員の不祥事、被疑行為の方が相変わらず発生していると。それから、新規採用教員につきましては、団塊の世代がこれから減っていきますので、1年目ばかりでなく、2年目、3年目も含めて研修などに力を入れて育てていきたい、また育ててほしいというお話がありました。以上です。

それでは、井上教育長の方からお願いいたします。

○井上教育長 遅参をしましてまいりました、大変申しわけありません。よろしくひとつお願いいたします。

今、委員長さんから御報告があったとおりでございまして、丹葉地方教育事務協議会が県の事務所の組織替え、軽量化ということの中で、どういうふうにしていくのかということでございますが、本年度については、ほぼ従来の形で教育事務所を残していくというようなことでございます。先ほどお話がありましたように、それに伴って尾張教育事務所の中にあつた丹葉地

方教育事務協議会の事務所を会長校の市町に移すということでございます。これは条例改正を議会でそれぞれやっていただいたわけでありますが、犬山の方へ事務所を移すと。それから、尾張教育事務所の中、先ほどありましたように、第1、第2、第3と、第1が中島地区、第2が愛西地区、第3が丹葉地区というふうに分担がなっておりましたけれども、中島と丹葉、第1と第3を統合しまして第1課ということでございます。二つの第1と第2になったということでございます。課長さんは第3課の広沢先生がそのまま第1の課長を受け継がれるというような形になっております。どうぞよろしくお願いをいたします。

新しい年度のスタートでございますので、組織等の表が示されました。関係の分について、また目をお通しいただきたいと思っております。事務協のメンバーも示されたわけでございますが、教育長さんの中で江南の滝教育長先生が勇退をされるということでございまして、後任に石井悦雄先生が就任をされたわけでありまして、したがって、事務協の会長の職務代理ということでございますが、一番長いことやっておられる河村先生ということで決まりました。

それから、この組織替えによって、丹葉地方教育事務協議会の運営をこの市町で中心にやっていくということになるわけでございます。それぞれの市町の派遣指導主事の先生方を中心としながら、学校訪問だとかいろんなことをやっていくと。研究だとか研修だとか、そういうことをやっていくことになるわけでございますが、指導主事の先生方、異動が大変たくさんございまして、江南市の方から当町の方へ田中先生に来ていただきまして、引き続いて派遣の指導主事ということでやっていただきます。主任の指導主事ということで、全体を通してまとめをやっていただくことになっておりますので、またよろしくお願いをしたいと思います。スタートでございますので、組織の問題、それから今後の方針、それから学校訪問の予定等々が出ました。また目をお通しいただきたいと思っております。

それから2点目でございますが、新しい年度がスタートをいたしました。資料の中に、平成19年度の小・中学校の児童・生徒数という表が入っておると思っております。少し見ていただきたいと思います。4月9日現在でございまして、既に変化がございます。一番下の合計のところをごらんいただきたいというふうに思います。県の教職員数だとか、下から三つ目の升に合計というところがございます。南小学校でございまして、365というふうでございまして、きのうでございましてお葬式がありまして、南小学校の穴見桃歌ちゃんという子でございまして、重い心臓の病気ということで、お医者様にかかりながら学校へ登校をしていたということで、ようやく2年生になってくれたわけでございますが、春になりまして体調が思わしくないということで、日赤の院内学級の方へ行っておりましたが亡くなりまして、現在364でないかなあと思っております。

それで、学級数でございますが14となっておりますが、普通学級12学級に特殊学級2という

ことで14でございます。北小学校でございますが、そこにありますように児童数 546、学級数、普通学級17プラス2ということで19学級と。西小学校でございますが、きのう民生児童委員さんの会で御報告がありました。2人ふえたようでございますが、その後 612名というような校長先生のお話ございました。学級数は、普通学級18プラス2ということでございます。現在 1,522名で、普通学級47学級、特殊が6の53学級ということでございます。それから大口中学校でございますが、生徒数 424、普通学級が12学級、特殊1の13学級でございます。北部中学校 278、普通学級9クラス、合わせまして生徒数 702名、普通学級21、そして特殊学級1と、こんなことで現在スタートをしております。お含みおきをいただきたいなと思います。よろしくひとつお願いをいたします。

この新しい年度のスタートでございますけれども、順調に立ち上がってきたのではないかなあと思っているところであります。ただ、このところ大変マスコミをにぎわせております学力・学習状況テストの調査の問題につきまして、少し御報告を申し上げたいというふうに思いますが、協議事項の中にこれがありますので、そちらの方でまた御報告をさせていただきたいというふうに思います。とりあえず事務協と、それから学校規模の二つを御報告申し上げておきます。以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。

---

### ◎協議事項

○吉田委員長 それでは5番の協議事項に移ります。

(1) 平成19年度現在の教育課題にこたえる教育経営の基本方針についてをお願いいたします。

○井上教育長 それでは、よろしく願いいたします。

例年お配りをしている冊子でございます。本当は前年度の年度末にお配りをしていただいていたわけですが、少しことはいろいろなことで忙殺をされておりまして、原稿をまとめるのが遅くなったわけでございます。お目通しをいただきたいと思っております。

大きく変わっているところはございません。やっておることも継続でございます。統合中学校をとにかく今年度で完成をさせて、20年の4月に開校をしなければならないと。3月の議会で御質問をいただきましたが、小学校の問題も本年度中には計画を示せ、目鼻をつけてくださいと、こういうふうに言われているわけございまして、19年度は西小学校の耐震の診断をまずやるということで、小学校の問題にも取り組んでいきたいと、北小学校の問題にも計画を示していきたい、こういうふうに思っております。19年度版に改訂をしたつもりでございますが、お目通しをいただきまして、また御意見がいただけたら大変ありがたいなと思っております。大きな柱は変わっておりません。初めに、それから生涯学習の基礎を築く学校教育と変わりが

せん。それから、学校教育の課題ということで五つを上げております。安全からスタートして、地域の信頼にこたえる学校教育の推進と、そして大きな生涯学習の構えということでございます。19年度版に改装をいたしました。やっていることがずっと書いてございます。よろしくお願いをいたします。

なお、この間、新聞を見ておりましたら、地方分権時代になっていろんな権限が地方におりてきました。30人学級の問題もそうですし、それから先生の登用の問題もそうでありまして、いろんなことがおりてきたわけでございます。ただ、そういうふうになったときに一番大事なことが、根幹になる基本的な構え、地方公共団体にそういうものがあるかどうか、このことが問われてきております。せんだっての新聞によりますと、パーセントはちょっと忘れましたが、だんだんふえてきたなあというふうには思っておりますが、愛知県もようやくアクションプランというのを昨年、一昨年あたりから策定をしまして、ようやく愛知県の教育にもアクションプランというのが、これが愛知県の教育の根幹に当たるものじゃないかなあと。ねらいを定めてやっていくということですね、そういうふうには思っております。これも、私も前に県の指導主事がお見えになったときに言っておきましたが、県がないじゃないかと、どうなるんですかと。学級の問題だとか生涯学習の問題、いろんなことが分権時代になってきたんですけれどもいいですかと。それでようやくここでおつくりになったと。先回の教育長の役員会議のところで企画室の担当の方が見えて、これがその基本案ですということで見せていただきました。間もなく県からこのアクションプランがおりてくるだろうと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。お目通しをいただきまして、また御意見等がございましたらお聞かせをいただきたいと思っております。以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。

ではまた次回、それからその前にでも目を通していただいて御意見、御質問をいただけますようお願いいたします。

それでは、(2)の大口町立学校管理規則の一部改正についてお願いいたします。

○江口学校教育課長 それでは、大口町立学校管理規則の一部を改正する規則についてであります。この規則の改正につきましては、5月の例規審査会に諮ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

学校管理規則につきましては、小・中学校の管理、あるいは学校運営の基本的な事項について定められているものであります。例えば学校行事を行う場合の届け出、学校の休業日の届け出、あるいは教務主任、校務主任、学年主任、それから事務職員、学校栄養職員、こういった設置の規定がなされております。今回のこの改正につきましては、この中の事務職員、それから学校栄養職員の改正を行うものであります。

2 ページをごらんいただきたいと思います。こちらに新旧対照表がございますが、本年の4月1日から愛知県の学校事務職員等の任命方法について改正がなされました。改正の内容といたしましては、12条の10、事務職員ということであるんですが、ここと、それから12条の12、学校栄養職員、ここの中に新たに「主任」という職名が設けられました。これまでは事務職員につきましては事務長、主査、主事となっておりますが、この主事の前に主任が新たに加わっております。それから、学校栄養職員につきましては、これまでは主任専門員、主査、技師となっておりますが、技師の前に新たに主任が加わっております。これに伴いまして、それぞれ追加をし、改正をするものであります。12条の11に事務主任というのがございますが、今までは主事の中から教育委員会が命ずるというふうになっておりましたが、主任または主事のうちから教育委員会が命ずるというふうに改正をいたしております。

それから3ページの方になるんですが、12条の13の栄養主任につきましては、全項目が廃止となっております。改正の内容につきましては以上です。

○吉田委員長 この件につきまして、では私からよろしいですか。

最初の方を聞き漏らして申しわけなかったですけど、国や県からおりてきたことに従ってということなのか、それとも必要なのでつくらざるを得なくてつくったということだったのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○江口学校教育課長 愛知県の学校事務職員の任命方法についてというものがございますが、これが改正されました。それで、4月1日から施行がされているんですが、この改正に伴って大口町の学校管理規則も改正をするというものでありますので、県の方の改正に伴って、今回大口町も改正するという内容のものであります。

○吉田委員長 はい、わかりました。

では、これについてはよろしいですね。

それでは、(3)の全国学力・学習状況調査についてお願いいたします。

○井上教育長 実はこのところ、マスコミでこの問題が大きく取り上げられているわけでございます。特に、近隣の町の中には、大変テレビに登場しているというような状況もございます。

当町でございますが、最初にお断りをしたいなあというふうに思っておりますけれども、3月の議会で質問をいただきました、個人情報保護のために氏名を書くのはやめた方がいいんじゃないかということでありました。かといって、テスト、あるいは検査をする子供たちのもとに結果は当然返していかなければいけない、名前は書きますよというふうに答弁をしてきたところでありまして、その後少し状況が変わりまして、中学校が番号でやると、同じように小学校も番号でやれるということになってまいりまして、情報課ともすり合わせをしまして、番号でやった方がいいんじゃないのということで、当町は番号でやったわけであります。結果的

には、全国で24%ほどこの番号で小学校がやったというように新聞報道がされております。東京都や大阪府や京都府なんかは、ほとんど全部が番号というようになっていてございます。もともとこれはそういう業者に文科省が委託をします。小学校がベネッセコーポレーションがやると。それから、中学校はNTTデータというところがやまして、中学校はもともと番号でやるということで問題はなかったわけでありまして、名前を書くということで、学習状況調査やなんかがあるものですから、個人情報ということで心配がされておったということでもあります。

実は3月28日でしたが、4月24日に検査をやらないかんの、1ヵ月を切ったころに、文部科学省の学力調査室というところから事務連絡がおりてきたわけでありまして、3月29日付の事務連絡なんです、「個人情報の取り扱いについて」という文書がおりたわけでありまして、小学校も特別な場合は番号でやってもいいよと、簡単に言いますとそういう文書がおりてきたわけでありまして。私どもはこれを知らなかったわけなんです、いち早く新聞が情報を得まして、「4月3日に全国学力テストは解答の氏名、番号も可と。小学生を対象に文部科学省例外措置、個人情報保護で」というのがばんと出ました。その後、実は私どもはこの文書が県からおりてきたものですから、ええっということ、たしか5日でしたか、6日までにどっちでやる方向にするんやという話で、新聞にこういうのが出ておるものですから、いろんな団体から、周りの市でも申し入れがあったようであります。さあ、どうするのかということございまして、せめて丹波地方教育事務協議会を結成しておるところは同じ歩調の方がいいんじゃないかということございまして。また、当然議会でも議論されることございまして、できるものなら番号の方がいいんじゃないのということ話が進んでいきました。

ところが、なかなかいろんなことがございまして、10日に文部科学省へ説明にまいりとか、市町の教育委員会に。そんなことはできませんよ、こんな時期に。県の教育委員会が代表して行ってくられて、それで番号でやるという場合は12日までに理由書を出せということございまして、いろんなことがこの間、ばたばたとあったわけございまして。理由書も出そうじゃないかということで、理由書を出して、そして番号でやるというふうになったわけでありまして。少ないかなあと思いましたが、全国で24%もやっておるといような、大都会ではほとんど全部というようになっていたわけございまして、無事終わったところでございまして。

それで、その場合の例外的な措置として、二つの条件がございまして、ちょっとこれもお含みおきをいただきたいと思いますが、この番号に誤りがあるとそれが全部だめになってしまう。もしも、ほかの番号が重なっていると、2人ともだめになるということで、万全を期してほしいということございまして。その条件というのは、当該の市町村の個人情報保護審査会等、あるいはそういう関係機関から、氏名を書かせるには支障がある旨の指摘がある、あるいは既

に実施する学力検査等において氏名のかわりに個人番号を使用した取り扱いをしているなど、特別な事情がある場合と。もう一つが、本人との照合など正確・確実な調査の実施のため、すべての解答用紙に正しく個人番号が記入されているか確認を学校において行う必要があり、学校及び教職員の負担が増大することとなるが、このことを十分考慮した上で教育委員会の判断と責任において決定した場合と、こういうことをごさいますて、本当は教育委員会で御審議をいただくところでありましたけれども、日にちがない、最近の文部科学省の行政は、どうも3月29日に通知文を出して、しかも事務連絡を出しておいて、4月24日の大変議論をされておる検査をやらなければいけない。12日までに報告を出せというような状況の中で、私の方で周りの市町と連携をとりながら番号でやるという方法でやらせていただきました。どうぞよろしくひとつ御了承をいただきたいなあと思っているところをごさいます。

無事終了をしたところをごさいますて、学校の方にも万全を期していただいたところをごさいます。そんな動きがあったということをご承知いただきたいと。4月に入りまして、この問題で大分ばたばたばたしたわけではありますが、うまくいったんではないかと思ひます。

田中先生、何か補足がありましたらお願いをしたいと思います。

○田中指導主事 南小学校62名、欠席なしです。北小学校76名、欠席ありません。西小学校79名、2人風邪で欠席です。それから1名は、昨年こちらに来たばかりの外国人の子供ですので、とてもついて一日じゅうをやるということができなかつたもんですから、本人と保護者の了解を得てやっております。小学校 214名が受けました。

中学校につきましては、大口中学校 131名のうち1人病欠、2人外国籍の子がおります。この子も先ほどと同じような措置をとりまして、128名。それから北部中学校につきましては87名、遅刻の子もその日のうちに夕方までかかって時間をずらしてやってくれまして、87名で実施をしました。欠席ですけれども8名ごさいます。不登校傾向、あるいは完全に不登校の状態になっておる子が5名おりましたので、その5名、さらにインフルエンザ1名、風邪2名ということで、合計8名が受けておりません。合計、中学校は 215名です。

それで、本町としましては、やはり受けてみたいという希望も当然あるだろうということで、当日受けられなかつた子については、予備日を1日どこかで、それぞれ学校で設けてくださいと。希望を聞いて、やるというんだつたらそこでやりましょうということで進めました。したがひまして、24日にやった子については、いろんな学力という、国語と算数、あるいは数学のそういうものだけじゃなくして、生徒質問紙というのがあつていろんなクロス集計をやつていくんですけれども、この集計をしていろんな角度から子供の実態を見ていこうというやり方だもんですから、24日に受けた子についてはそれがすべて集計されていくわけなんです、25日以降、要するに予備日でやった子については、採点とか結果についてはやってくれますが、集

計には入らないということです。それを承諾した上で予備日を設けよう。ただし、新聞には次の日にもう問題の答えが発表されております。だったら意味がないんじゃないかという意見もあったんですが、もしも本当にやる気がある子だったらそんなもの見ないよと。だから、受けさせる機会だけは1日設けようということで進めました。

先ほど申しましたように、小学校については西小学校の2名だけでしたので、あすやるそうです。したがって、来週の火曜日には問題用紙はすべて回収してあるものをどの小学校も返そうということにしてあります。中学校も同じように、両中学校の予備日の遅い方が終わったところで返してあげましょうということで返却する予定です。

以前からお話は聞いてみえると思いますけれども、これはテストをやって、何点取れたとか、順位をつけるとか、そういうものではございません。問題の中身によって、例えば1番から5番まではこういう力を見たいと、ここからここまではこういう力を見たいという内容ですので、本人に返ってくるのは当然ですし、学校もやっぱりある程度の結果は来るもんですから、それをもって、じゃあ次どういう手を打っていったらいいだろうかということを考えていくための資料にしていこうということで進めておりますので、今後問題になってくるのは、9月にそれが返ってきたときにいかに公表していくかと。今は県レベルのところ、あるいは中核都市あたりのところまでは国は公表をすと言っていますけれども、どんな形で公表するからわかりませんが、その以下については、いわゆる市町、学校については市町村教育委員会の判断にゆだねるということですので、またこの場でどうしたらいいかという議論をしていただかねばならない。それが半年間の間にやらなければならないということで、これが一つ大きな課題になってくると思っています。以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。

ちょうど私も今、それについて質問をしようと思いましたが、情報公開ですか、開示の仕方、9月までにするということがいいんですか。

○田中指導主事 9月に結果が返ってくるから、それまでにどう公表するかということを決めておかなければならないんですよ。

○吉田委員長 これは、次回かその次かのうちには……。

○田中指導主事 それまでの時間的な余裕がありません。とにかく何かといいますと、教育委員会、県教委もどういう公表の仕方をしていいかということを検討しているところなんです。だから、公表の仕方によっては、よく言われる格差問題に絡んでくるんですね。差が余りにも明確になってしまうとか、どうやってオブラートに包むような公表の仕方をしていくかということを検討しているということですので、とても次回、その次までには難しいと思います。もうちょっと後になると思います。

○吉田委員長 大口市の教育委員会ではもうここまでだという決め方はできないようなんですか。

○田中指導主事 ですから、方法論を言っているんですけど、とてもそこまで知恵を働かせて考える余裕はございませんので、県の指導を受けながらやっていくしかないと思っています。

○吉田委員長 やっぱり早速、大口中学校は全国で何番目か教えてくれるんだろうとか、そういうようなことはまだない。

○田中指導主事 何番目とかは出ないです。一切出ません。点数化しないんですから、点数化しないということは序列化されないということです。何位とかそんなのは一切、そんなことをやり出したらめちゃくちゃになるんですよ。はっきり申しまして、東京の今やっているいろんなものが、それを全国にやろうというのがありますね。

実は私、去年の1月に東京の三鷹と杉並区の教育行政をいろいろ見てきたんですけど、これが今全国に広げようとしている東京のやっていることなのかということを感じてまいりましたよ。いわゆる田舎の学校、地域の中の学校であるという感覚が、こんなことをやったら崩壊していくなあということを感じました。だから、公表というのは非常に大きな問題になってきますね。方法論ですよ。公表はやっぱりある程度は、できる範囲でやっていかないかと。方法をどうしていくかということは大問題なんですよ。一概に、ああこうやってやるよというわけにはなかなか難しいですね。

○吉田委員長 教育委員会で責任がかかってくるようなことかもしれないで、なるべく早く準備ができたらと思いますので、お願いします。

それでは、ある程度の提案が2ヵ月後か3ヵ月後ぐらいに出していただけるということでしょうか。お願いいたします。

ほかの委員さんよろしかったですかね、今のことについては。

(発言する者なし)

○吉田委員長 それでは、(4) 教育委員研修についてお願いします。

○宇野課長補佐 本日、資料はございませんが、まず行く月ですね。7月ぐらいがどうかと思っておりますが、日にち等まだ案としては用意してございません。まず月を決めていただいて、行き場所につきましては、事務局としてはことは木造校舎の視察ができないかなあというふうに考えております。そのほかでも、委員さん方の御意見があればいろいろ調べさせていただきますが、一応、統合中学校完成の後、北小の移転というのはまたこれから協議に入ってくるわけですけど、それに伴って北部中学校の増築というようなことも出てまいりますので、できれば木造校舎も視野に入れながら、これから住民に説明等もしていかなきゃなりませんので、できればそういう視察をしていきたいなあという案でございますので、行き先等もこれから絞ってまいります。とりあえず何月に実施をするということぐらい、きょう教えていただければ

ば幸いです。以上です。

○吉田委員長 もちろん、生徒がいるという時期を選んでということですね。

何かこれについて、こんなところを見てみたいという、よろしいですか。私個人としては海陽学園を一遍ぜひ見たいなと思っていますけど。

○井上教育長 蒲郡ね、見たいな。あの向こうを張ってつくっておるわけではないけれども、それぐらいの意気込みで。

○吉田委員長 リーダーを育てるやつね。

大体6月の終わりから7月の頭ということになるのか。

○宇野課長補佐 日にち指定を次のときにしてもいいですよ。大体二つか三つ、日にちの案を出させていただいて決めていただくと。

○吉田委員長 その前に特に忙しい、丹羽委員なんかはこの辺は絶対行けないというのがわかっていれば。

○丹羽委員 それはありません。

○宇野課長補佐 6月末から7月中旬にかけて、大体候補を出していくと。どっちみち平日でございますので、この曜日だけはというのがございましたらお教えいただければ外していきたいと思います。

○吉田委員長 今のところはないですか。

○伊藤委員 できれば、月末付近はちょっと……。

○吉田委員長 月末はいかんと。

○井上教育長 28、29のあたりはだめだね。28日は大口中学校の学校訪問やで、28、29はペけ。

議会の最終日というのは6月19日やったか。20日から、ただし一番終わりのところは学校訪問があるし。

○吉田委員長 では、その辺のところを組み入れて、よろしくをお願いします。

それでは、5番の行事予定についてお願いします。

○宇野課長補佐 5月分を御用意させていただきました。

1日の火曜日でございますが、平和教育推進事業実行委員会、16時30分から予定をさせていただきます。終了後、中学生国際交流等実行委員会の予定でございます。こちらにつきましては、委員長さん、職務代理者さんの御出席をお願いしたいと思います。5月8日火曜日ですけど学校連絡会、10日木曜日が臨時議会、全員協議会の予定でございます。11日金曜日はあいさつ運動が入っております。15日火曜日が総務文教常任委員会協議会、9時30分より開催でございます。5月後半にまいりまして、19日土曜日でございますが、中学生海外派遣事業第2次選考会を予定しております。22日火曜日は丹葉地方教育事務協議会、13時30分、犬山市福祉会館の予

定になっております。23日の水曜日に教育委員会の定例会を一応予定させていただいておりますので、後ほど御協議のほどお願いします。24日木曜日が学校訪問、北小でございます。28日月曜日が議会全員協議会、9時30分よりの予定でございます。以上です。

○吉田委員長 差し当たって、23、24日の方は御都合よろしいでしょうか。

それでは、行事予定についてはよろしいですね。

○社本課長補佐 ちょっと連絡不足で申しわけありません。5月11日金曜日に献立委員会がございますので、お願いします。

○吉田委員長 それでは、(6) その他についてお願いします。

○宇野課長補佐 いろいろ教育委員さん方には資料を配らせていただいておりますが、一枚物で平成19年度学校教職員等名簿をきょう配らせていただきましたので、またお目通しの方、よろしくをお願いします。

それから、あと冊子とかいろいろ配らせていただいておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

○吉田委員長 そのほかよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○吉田委員長 それでは、長時間にわたりましてありがとうございました。閉会にいたします。

(午前11時43分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委員 長

職務代理者